

厚生労働科学研究費補助金
こころの健康科学研究事業

司法精神医学の人材育成等に関する研究

平成17～19年度 総合研究報告書

主任研究者 林 拓二

平成20（2008）年3月

目 次

I. 総合研究報告

司法精神医学の人材育成等に関する研究・・・・・・・・・・・・・・・・	1
林 拓二 京都大学大学院医学研究科精神医学 教授	

II. 分担研究報告

1. 司法精神医学の人材育成等に関する研究・・・・・・・・・・・・・・・・	5
林 拓二 京都大学大学院医学研究科精神医学 教授	
2. 司法精神医学の人材育成等に関する研究・・・・・・・・・・・・・・・・	10
清水 徹男 秋田大学医学部精神科学分野 教授	
3. 司法精神医学の人材育成と客観的評価法に関する研究・・・・・・・・	13
三國 雅彦 群馬大学大学院医学系研究科脳神経精神行動学 教授	
4. 司法精神医学における多職種連携及び国際比較に関する研究・・・・	20
中谷 陽二 筑波大学大学院人間総合科学研究科 教授	
5. 医療従事者への司法精神医学の普及啓発と精神鑑定の質的向上に関する研究・・・	28
倉知 正佳 富山大学大学院医学薬学研究部精神科早期治療開発講座 教授	
6. 司法精神医学に関する地域ネットワークの構築に関する研究・・・・	33
佐野 輝 鹿児島大学大学院医歯学総合研究科精神神経医学 教授	
7. 卒前教育等における司法精神医学の啓発に関する研究・・・・・・・・	55
宮岡 等 北里大学医学部精神科 教授	
8. 卒後研修における司法精神医学教育のあり方に関する研究・・・・	77
岡崎 祐士 東京都立松沢病院 病院長	

III. 研究成果の刊行に関する一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・	85
-------------------------------------	----

IV. 研究成果の刊行物・別刷・・・・・・・・・・・・・・・・	93
---------------------------------	----

I . 総合研究報告書

厚生労働省科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）
司法精神医学の人材育成等に関する研究
総合研究報告書

主任研究者 林拓二
京都大学大学院医学研究科脳病態生理学講座（精神医学）教授

林 拓二	研究総括	京都大学・昭和45年・医学博士・精神医学	京都大学大学院医学研究科精神医学	教授
清水 徹男	司法精神医学の人材育成等に関する研究	大阪大学・昭和52年・医学博士・精神医学	秋田大学医学部精神科学分野	教授
三國 雅彦	司法精神医学の人材育成と客観的評価法	北海道大学・昭和48年・医学博士・精神医学	群馬大学大学院医学系研究科脳神経精神行動学	教授
中谷 陽二	司法精神医学における多職種連携及び国際比較に関する研究	東京医科歯科大学・昭和47年・医学博士・社会精神医学	筑波大学大学院人間総合科学研究科	教授
倉知 正佳	医療従事者への司法精神医学の普及啓発と精神鑑定の質的向上に関する研究	金沢大学・昭和41年・医学博士・精神医学	富山大学大学院医学薬学研究部神経精神医学講座	教授
佐野 輝	司法精神医学に関する地域ネットワークの構築に関する研究	神戸大学・昭和56年・医学博士・精神医学	鹿児島大学大学院医歯学総合研究科精神神経医学	教授
宮岡 等	卒前教育等における司法精神医学の啓発に関する研究	慶應義塾大学・昭和56年・医学博士・精神医学	北里大学医学部精神科	教授
岡崎 祐士	卒後研修における司法精神医学教育のあり方に関する研究	東京大学・昭和45年・精神医学	東京都立松沢病院	病院長
伊豫雅臣 (平成17年)	司法精神医学に関する地域ネットワークの構築に関する研究	千葉大学・昭和59年、医学博士・精神医学	千葉大学大学院医学研究科精神医学	教授

研究要旨

われわれの研究は、医療観察法が施行されるにあたり、司法精神医学に関心を持つ精神科医の育成が急務の課題となったものの、この領域に携わる人材が極めて少なく、その量的拡大と質的向上を図る施策が必要とされたために行なわれたものである。この3年間の研究活動は以下のごとくまとめられる。

1. 卒前・卒後教育を含む司法精神医学の教育と啓発のために、利用可能な代表的な外国教科書の翻訳が行われ、近日に出版される予定である。
2. 司法精神医学の研究会が各地に設立され、平成19年には鹿児島大学を中心に司法精神医学研究会が発足した。精神鑑定の検討会とともに、これらの研究会は、若手精神科医が司法関連の知識を得る場になるとともに、精神科医と司法関係者の交流の場ともなっている。
3. 鑑定に応用可能な客観的な診断技術としての画像や神経心理学的研究は、富山大学や群馬大学、それに京都大学で行なわれている。鑑定への臨床応用はまだ難しいが、今後の成果が期待される。
4. 京都医療少年院を中心に行なわれているサイコパスの研究は、CANTAB ECLIPSEなどの神経心理テスト・バッテリーが用いられ、この3年間のデータは、第3回日本司法精神医学会などで発表された。また、群馬女子少年院では、構造化面接と質問紙法によるPTSDなどの調査が行なわれた。
5. 秋田大学や北里大学における学生の意識調査は、司法精神医学の卒前教育の重要性を示している。筑波大学では、司法精神科医療における多職種連携研究として、看護師の触法患者へのイメージ調査が実施され、医療観察法下での弁護士活動や、審判への判定医の対応についてのアンケート調査が行なわれた。また、成年後見を含む精神鑑定の実情調査が、鹿児島大学や群馬大学においても実施された。
6. 平成19年度の班会議の中心テーマとして、司法精神医学の専門医制度を重点的に議論した。専門医制度は、司法精神医学の教育システムの根幹となるべきものであり、松沢病院の班会議メンバーを中心に、司法精神医学会の関係者とともに検討を重ねた。今後、精神神経学会や司法精神医学会との連携のもとに議論を深めていく予定である。

われわれの研究は、「司法精神医学の人材育成等に関する研究」という課題であり、全国7大学、1施設の共同研究として行っている。分担研究者のメンバーは、ほとんどが講座担当者会議の構成員であり、これまでも、司法精神医学の人材育成に関しては、卒前・卒後に関わらず、中心的に関わってきている。

本研究の背景には、平成17年7月に施行された医療観察法があり、司法精神医学に関心を持つ精神科医の数が極めて少なく、裁判所や矯正施設に勤務する精神科医さえも慢性的に不足していたことから、その育成が急務の課題と考えられたのである。そこで、われわれは司法精神医学に関心を持つ精神科医を如何にして育てるか、そしてどのような方策をとるべきかを考え、この3年間にわたって実践してきた。以下に、われわれがこれまでに行なった活動をまとめておく。

司法精神医学の人材育成には、卒前・卒後教育が重要であることは言うまでもない。われわれは、卒前・卒後教育を含む司法精神医学の教育と啓発のための適当なハンドブックとして、代表的な外国教科書：1) The Psychopath: emotion and the brain

(J. Blair et al 著) と、2) Principles and Practice of Forensic Psychiatry 第2版(2003, R. Rosner 編)の翻訳出版を考えた。翻訳作業に若干の遅れはあるものの、近日に出版される予定である。翻訳には、京都大学の大学院生が中心となり、1)は、サイコパス：脳科学はどこまで解明したか(福井裕輝訳)という題で星和書店から出版の予定である。2)は、司法精神医学の理論と実際(大下顕、福井裕輝、吉岡隆一、藤原広臨訳)という題名で、新興医学出版から出版される予定となっている。これらの著作の出版によって、若手医師が司法精神医学を理解するのに役立つことを期待している。

われわれの研究班のメンバーは、各都道府県・各大学において、司法精神医学に関係した研究会や精神鑑定のカンファレンスを新たに立ち上げ、さらに活発にさせるべく努力してきた。

われわれが関わる各地の研究会を以下に示す。

- 北陸司法精神医学懇話会 (H 4 発足)
- 愛知-法と精神医学懇話会 (H14 発足)
- 群馬県司法精神医学・医療懇話会 (H15 発足)
- 京都法精神医学研究会 (H17 発足)
- 千葉司法精神保健研究会 (H17 発足)
- 秋田県司法精神医学研究会 (H17 発足)
- 鹿児島司法精神医学研究会 (H19年発足)

ここに記載したように、鹿児島大学を中心にしておられたに鹿児島司法精神医学研究会が発足している。これで、我々が関係するすべての地域で、司法精神医学の研究会が開かれることとなった。

関西地区では、H17 年より、京都法精神医学研

究会が開催されている。第一回の研究会は、平成18年1月28日に京大会館で行われ、シンポジウムは

「少年矯正における精神医学的諸問題」であった。第二回研究会は、平成19年1月14日に京大百周年時計台記念館で開催され、シンポジウムは「広汎性発達障害の診断と処遇—少年編」として、沼津事件、豊川事件、神戸事件、佐世保事件が取り上げられた。

第三回の研究会は平成19年1月19日に京大医学部芝蘭会館で行われ、シンポジウムとして「広汎性発達障害の診断と処遇—成人編」が企画された。演者は、須藤徹氏(肥前精神医療センター)、吉岡隆一氏(京都大学精神医学教室)、山上皓氏(東京医科歯科大学)、それに岡江晃氏(洛南病院)の4名であり、それぞれが自ら経験した長崎警察官殺害事件、京都塾女生徒殺害事件、全日空ハイジャック事件、大阪浪速区姉妹殺害事件について詳細に報告し、個々のケースの診断と処遇について、会場からの質問に答えながら、それぞれの問題点についての検討が行なわれた。なお、この会は、会の性質上、原則として精神科医および法律や矯正の関係者に限るクロージドな会とし、配布された資料も厳重に管理され、会の終了後に回収されている。

各地に設立されたこれらの研究会では、若手精神科医が司法精神医学に興味を抱く場となり、精神鑑定などの実際の業務に直接触れる機会となるように企画されている。若手の精神科医はこれらに研究会に参加することにより、司法精神医学に対する興味を持つようになり、さらに知識を深めるためにも役立っている。そして、精神科医のみならず、裁判官や弁護士、さらには矯正施設の関係者の参加も多いために、このような会を中心にして、司法精神医学関係者のネットワークが形成されてきている。

京都では精神鑑定の検討会を、隔月を目途に開催し、関西地区の精神科医および司法関係者などが多数参加している。ちなみに、京都大学精神科で行なった精神鑑定は、平成17年度から19年末までに刑事鑑定12件、民事鑑定9件、簡易鑑定30件、成年後見5件、審判6件、医療観察法の鑑定1件である。精神鑑定では、若手医師が助手となり、画像診断や神経心理学的検査などの新しい評価法にふれることによって、司法精神医学に興味を抱く契機となっている。

精神鑑定に用いられる客観的な診断技術としては、画像や精神生理、あるいは神経心理学などの検査法の発展が期待されるが、これらを用いた研究は、富山大学や群馬大学、それに京都大学において行われており、なお精神医学的診断に応用可能とはいえないが、予備的な報告とも言える研究が出版されている。そこで、これらの論文をも本報告書に収載しておいた。

われわれは、この3年間にわたり、京都医療少

年院を中心にサイコパスの研究を行なってきた。これらの研究は、IGTやCANTAB ECLIPSE、WCSTなどの神経心理テスト・バッテリーと、PCRや質問紙によるテストとを組み合わせたものであるが、さらには、脳画像や表情の客観的な測定方法の開発などに展開可能な領域であり、大学院生などの若手研究者が司法関連の研究に関心を示すようになってきている。この3年間のデータは、平成19年に開催された第3回日本司法精神医学会（中谷陽二会長、東京）において発表された。個々の演題を記載すれば、以下のとおりである。

1) 広汎性発達障害と凶悪犯罪の関連、神経心理検査を用いた予備的検討（清水ほか：京都大学）

2) 「キレる」尺度の質問紙を用いた青少年の健康行動に関する検討（森口ほか：京都大学）

3) FrSBe日本語版を用いた少年の行動異常と前頭葉機能の関連について（吉住ほか：京都大学）

4) サイコパスにおける環境因子と脳機能の関連（大下ほか：京都大学）

5) 矯正教育の有効性に関する検討：質問紙を用いて（川田ほか：京都大学）。

これらは報告は、それぞれ「司法精神医学」誌へ投稿したり、また投稿を準備中である。

なお、この司法精神医学会では、さらに数編の班会議メンバーによる発表が行なわれている。それらを挙げれば、

1) 急増する26条（矯正施設長）通報の現状と問題点—2001年度から2005年度 群馬県の事例を中心に—（芦名ほか：群馬こころの健康センター）

2) 拡大自殺に基づく実子殺しに関する一考察（赤碕：鹿児島大学）

3) 医学生・法学生に対する意識調査（清水ほか：秋田大学）の3演題である。

群馬では、女子少年院の入所者に構造化面接や質問紙法を用いて心的外傷体験とPTSDおよび関連症状を調査し、PTSDの診断陽性者が高率にみられ、かつPTSD群では種々の関連症状も高率に認められることを明らかにした。

次に、卒前・卒後の司法精神医学教育に関わる研究としては、秋田大学での学生の意識調査（司法精神医学会発表、司法精神医学印刷中）に続き、北里大学でも学生へのアンケート調査がおこなわれている。さらに、司法精神科医療における多職種連携の研究が筑波大学でおこなわれ、平成18年度の看護師の触法患者へのイメージ調査や、医療観察法下での弁護士活動の問題点をさぐるアンケート調査に続き、モデル事例に対する精神保健判定医の対応についてのアンケート調査がおこなわれた。その結果、判定医は、臨床経験は豊富であるが、司法精神医学については専門的知識が十分ではなく、医療観察法の鑑定や審判のあり方は概ね肯定的に評価しているが、鑑

定と審判のいずれについても負担を感じる傾向が示されていた。このことは、現在の判定医の登録方式が、精神保健指定医としての活動実績を主な条件とし、司法精神医学の専門知識を必須としないことに起因すると考えられ、判定医に課せられる責務が十分に満たされるかどうかは疑問であるとされ、専門の研修等によって補われる必要があるとされている。

また、成年後見制度における精神鑑定の实情に関するアンケート調査が鹿児島大学でおこなわれ、鑑定業務の実態を把握するための調査が群馬大学でも実施されている。

なお、判定医に対するアンケート調査に関しては、岡山病院院長の中島豊爾氏に大変お世話になった。ここであらためて感謝したい。

平成19年度は、本研究班の最終年度ともなるため、これまでの厚生労働科学研究の成果を踏まえて、司法精神医学の専門医制度を検討し、何らかの提案が出来ればと考えて重点的な議論を行なった。

専門医（認定医）制度の問題は、これまで松沢病院の岡崎のもとで黒田と五十嵐が担当してきたが、19年度は、司法精神医学会との関係から筑波大学の中谷も加わり、松下班などの他の厚生労働省司法精神医学関係研究班との情報交換を密接に行ないながら検討していくことにした。まず、われわれは「専門医制度を検討する小委員会」を設け、第1回の小委員会を6月16日に京都の芝蘭会館で行ったあと、第2回の小委員会を7月21日に東京の松沢病院で行った。参加者は、黒田（松沢病院）、五十嵐（千葉大学）や中谷（筑波大学）をはじめとする班会議メンバーのほかに岡田幸之氏（国立精神神経センター）が加わった。この議論の中で、当初から想定されていたことではあるが、専門医制度の問題点が次第に明らかになってきた。

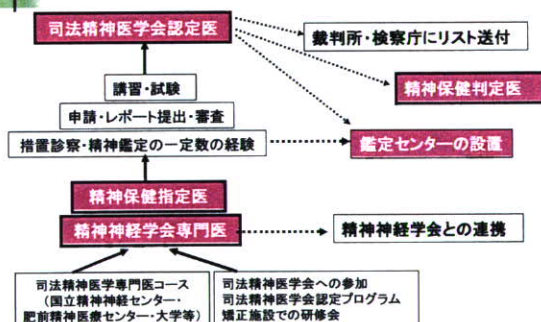
まず、これまでの議論を検討するために、平成14-17年度厚生労働科学研究山内班藤川報告書を参考文献として取り上げられた。この平成16年度報告書では、司法精神医学の専門医制度が検討され、司法精神医学会による「司法精神医学会認定医」という名称が提案され、精神神経学会専門医のさらに上級医という位置づけがなされている。そして、認定の方法、獲得すべき知識、技能、教育の場などについての詳細な検討が行われている。

このような議論を参考にして、われわれもまた精神保健指定医・判定医との関係を検討し、司法精神医学会認定医は、精神保健指定医および精神神経学会専門医の取得を要件とすること、そして、精神保健判定医は、認定医を取得していることが資格要件になることが提案された。これらの資格については、それぞれに行われる研修内容が重複しないように配慮し、関係機関で協議する必要があることも指摘された。また、指定医療機関に勤務する医師は、

認定医を取得していることが望ましいと考えられたが、医師の確保が困難な現状から、さらにハードルを高くすることは現実的ではないとの意見も述べられた。しかし、少なくとも指導的立場の医師は、認定医の取得を必要とするべきであるとされている。

鑑定センターの設置については、これまでも幾度か提案されているが、専門医制度の検討に際して、再度検討が行われた。鑑定センターは、精神鑑定の平準化や教育・研修の場として、かねてから要望されているものであるが、まだ実現されていない。厚生労働省、法務省、文部科学省、最高裁等関係機関に、その設置を引き続き要求していく必要があるという意見が多かった。鑑定センターが設置されれば、そのスタッフは、認定医を取得していることが必須の条件となる。ただし、精神鑑定が一部に集中することによって、偏りが生ずる危険も考えておく必要がある、全国のいくつかの大学が、司法精神医学の講座を設けてその任にあたるというのも望ましい選択肢のひとつであろうと考えられた。その際、鑑定料を有効に活用するという案も、議論の中で話されている。

司法精神医学会認定医制度(案)



今回、司法精神医学の専門医制度を検討していく中で明らかになったことは、制度には実態的な裏付けを要するということである。現在、新しい臨床研修制度が実施されて以降の傾向として、若手医師が求めものは、「お金」、「名誉」、そして「個人の生活の質」のように思われてならない。地方の大学から医師は去り、基幹の総合病院は医師不足に喘ぎ、医師は都会へ集中する。このような状況の中で、司法精神医学・医療の現場は、若手医師の希望する条件に応えられるであろうか？司法精神医学の認定医を取得した時に得られるメリットは何か？を考えてみる必要がある。司法精神医学の認定医になれば、希望の職場に就け、将来の保障が得られるものでなければならない。ちなみに、イギリスでは、専門医

になれば給料が上り、無ければ、司法患者の主治医になれず、診察もできないのである。

このような、議論を踏まえて、厚労省関連の他の司法精神医学研究に關与する研究者を含めたシンポジウムが企画された。この会議は、平成20年1月19日に、芝蘭会館別館で「司法精神医学の人材育成に關する共同会議」として開催された。ここでは、我々の班研究メンバーの大家頭が、図に示したような司法精神医学会専門医制度の提言を行い、それに対して、吉川和男氏（国立精神・神経センター精神保健研究所）、平田豊明氏（静岡県立こころの医療センター）、八木深氏（東尾張病院）、山上皓氏（東京医科歯科大学）がそれぞれの観点から意見を述べるという形がとられた。当日発表されたデータは、本報告書に収載されている。

ここでも示された重要な指摘は、司法精神医学の人材育成にとって大事なのはポストと待遇であり、大学での司法精神医学講座の新設や専門医取得による経済的なメリットを考慮すべきであるとの意見であった。しかしながら、若手医師の確保がままらなくなっている現状では、司法精神科医の人材育成はきわめて難しいという現実を直視しなければならないであろう。多くの難題を積み残したまま、我々の研究班では議論をひとまず終結し、専門医制度の議論は、今後引き続き、日本司法精神医学会の中に「専門医制度検討委員会」を設置して検討してもらうことにした。

最後に、専門医制度を検討する中で議論されたことであるが、精神鑑定書が、精神科医の業績として正当に評価されていない現状は、なんらかの改善を要すると思われる。今後、精神保健判定医の要件として、「刑事鑑定の経験」を求めるようにすべきかも知れないが、会議の参加者からは、精神鑑定書が医学論文と等価に評価され、大学での採用・昇進に際して、最低一編の鑑定書の作成を条件とするべきであるとの提言がなされている。

この3年間にわたり、司法精神医学の人材育成に關する研究が行われ、司法精神医学研究会への参加やサイコパスの研究を通じて、若手大学院生の間にも司法精神医学に興味を抱く者が次第に増加して来ている。このことは、われわれの研究の成果といえようが、本研究を契機に発足した各地の司法精神医学研究会を今後とも、継続・発展していくことにより、さらに大きな成果が期待されるのではないかと考えている。

Ⅱ. 分担研究報告書

厚生労働省科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）
司法精神医学の人材育成等に関する研究
平成17年度-平成19年度分担研究報告書

分担研究者 林拓二

京都大学大学院医学研究科脳病態生理学講座（精神医学）教授

研究協力者：

岡江 晃（京都府立洛南病院）

西口芳伯（京都医療少年院）

吉岡隆一（京都大学精神医学教室）

福井裕輝（国立精神神経センター）

大下 顕（京都大学精神医学教室）

研究要旨

「司法精神医学の人材育成等に関する研究」は3年間の予定を終え、以下のごとき成果を得ている。もとより、本研究の性格からして、数年間で具体的な成果を得るものではないが、長期的に活動を継続することで、さらに大きな結果が得られるものと考えている。

1. 卒前・卒後教育を含む司法精神医学の教育と啓発のために、利用可能な代表的な外国教科書：The Psychopath: emotion and the brain (J. Blair et al 著) と Principles and Practices of Forensic Psychiatry 第2版 (2003、R. Rosner 編) の翻訳を行なっている。この2書は近日に出版される予定である。
2. 司法精神医学の人材養成を目的とした京都法精神医学研究会は、平成18年1月に第一回の研究会を開催し、少年法をめぐるシンポジウムを行なった。第二回は平成19年1月に「広汎性発達障害—少年編」とするシンポジウムを行ない、第三回の研究会は平成20年1月に「広汎性発達障害—成人編」として、精神鑑定症例を十分な時間をかけて検討した。毎年1回開催される本研究会は、関西地区で司法精神医学に関心を持つ精神科医、裁判官、弁護士、それに矯正施設の関係者の交流と場となっている。
3. 京都精神鑑定カンファレンスも隔月を目途に開催されており、関西地区の精神科医が多数参加している。この会もまた、若手医師に対する司法精神医学教育の中核的な場となっている。
4. 京都医療少年院を中心にして、サイコパスの研究を行っているが、神経心理のテスト・バッテリーを組み合わせたもので、アイオワ・ギャンブリング・テストに加え、CANTAB ECLIPSE、WCSTなどを用いている。この研究で得られた3年間のデータは、平成19年に開催された第3回司法精神医学会などで発表された。また、精神鑑定で用いられる画像や神経心理学的検査の研究は、精神疾患を客観的なデータで診断可能とするべく研究している。予備的なものではあるが、発表された論文を、本報告書に収載する。
5. 平成19年度の中心的研究テーマとして、司法精神医学の教育システムの中核になる専門医制度の検討を行なった。そして、関連の研究者をシンポジストとして、平成20年1月に「司法精神医学の人材育成に関する共同会議」を開催した。この会議での重要な指摘は、司法精神医学の人材育成にとって大事なのはポストと待遇であり、大学での司法精神医学講座の新設や専門医取得による経済的なメリットを考慮すべきであるとの意見であった。専門医制度はなお議論すべき問題として、引き続き、日本司法精神医学会の中に「専門医制度検討委員会」を設置して検討してもらうことになった。

A. 研究目的

本研究は、平成17年7月に医療観察法が施行されるにあたり、司法精神医学に関心を持つ精神科医の育成が急務の課題となったものの、この領域に携わる人材が極めて少なく、その量的拡大と質的向上を図る施策が必要とされたために行なわれたものである。われわれは、全国7大学と1施設の共同研究として、司法精神医学の人材育成と地域ネットワークの構築に向けて取り組み、司法精神医学の領域に多くの人材が集まるにはどのような方策が必要かを考え

てきた。全国的には、日本司法精神医学会が平成17年に発足し、「司法精神医学」誌も平成18年に創刊されるという状況で、司法精神医学に関心を持つ若手の精神科医の教育システムが次第に形を整えて来ていたが、各地域・各大学での地道な活動が望まれていた。そこで、秋田から鹿児島までの大学関係者が、共同研究者として選ばれている。

B. 研究方法、および、C. 研究結果

我々の研究は、疾患の病因を解明したり、疾病の

実態を調査するなどの、他の一般的な研究とは全く異なっていることを断っておく必要がある。我々の研究は、法務関連の施設においても人材が極度に不足している現状の中で、医療観察法下での精神医療を充実させるために、司法精神医学に関心を持つ精神科医を如何にして育てるかを考え、どのような方策が可能かを実践することにあつた。

そこで、われわれはこの3年間に、主として次のような活動を行ってきた。この点で、本報告書は研究報告というよりも活動報告と言って良いのかもしれない。

われわれはまず、卒前・卒後教育を含む司法精神医学の教育と啓発のための適当なハンドブックとして、代表的な外国教科書：1) The Psychopath: emotion and the brain (J. Blair et al 著) と、2) Principles and Practices of Forensic Psychiatry 第2版 (2003, R. Rosner 編) の翻訳出版を考えた。本来ならば、われわれの班に属する研究者が執筆し、出版すべきものであるが、各研究者の時間的余裕が無く、とりあえず、外国著書の出版を考えたものである。この翻訳出版は、予定より若干の遅れがあるものの、近日に出版される。この本の出版には、われわれの大学の院生が中心となり、1) は、サイコパス：脳科学はどこまで解明したか(福井裕輝訳)という題で星和書店から、2) は、司法精神医学の理論と実際(大下顕、福井裕輝、吉岡隆一、藤原広臨訳)という題名で、新興医学出版から出版される予定である。これらの著作の出版によって、若手医師が、司法精神医学を理解するのに役立てることを期待している。

次に、われわれの班研究では、各地域・各大学で司法精神医学の研究会を立ち上げ、若手精神科医の啓発と啓蒙に資そうとしてきたが、京都地区でも、司法精神医学の人材養成を目的に、平成17年から準備をはじめ、第一回の京都法精神医学研究会を、平成18年1月28日に京大会館で開催した。この会では、多くの医師、法律家、臨床心理士などの医療関係者が集まり、午前に行われた一般演題では、サイコパスの神経心理学的研究や医療観察法下での鑑定入院の問題などが症例に基づいて報告され、午後には、安田拓人氏(大阪大学法学部)による責任能力に関する教育講演に続き、少年矯正施設での問題を検討するシンポジウムが京都少年鑑別所の西口芳伯氏を中心にして行われた。第二回研究会は、平成19年1月14日に京大百周年時計台記念館で行なわれ、広汎性発達障害の診断と処遇に関するシンポジウムが計画された。この会では、近年、社会的に関心をもたれている少年犯罪の精神鑑定例を中心に議論され、沼津事件、豊川事件、神戸事件、佐世保事件を担当した各鑑定医が十分な時間をかけて報告し、参加者とそれぞれの問題点を討議するというスタイルがと

られた。社会的に注目された症例であるだけに、参加者は法律家と精神科医師に限定したクローズドな会としている。この会の詳細は平成18年度の研究報告書に収載されている。

平成19年度の第三回研究会は、平成20年1月20日に京都大学医学部芝蘭会館において開催された。第二回研究会ですでに予告されていたように、第三回のシンポジウムでは、広汎性発達障害と考えられた成人症例についての診断と処遇の問題を中心テーマとして、多くの関係者が参加して熱心な議論が行なわれた。検討されたケースは、長崎警察官殺害事件、京都塾女生徒殺害事件、全日空ハイジャック事件、大阪浪速区姉妹殺害事件であり、それぞれのケースの診断と処遇について、会場からの質問に答えながら、の問題点についての検討が行なわれた。なお、この会も、会の性質上、原則として精神科医および法律や矯正の関係者に限るクローズドな会とし、配布された資料も厳重に管理され、会の終了後に回収されている。

また、京都精神鑑定カンファレンスは、隔月を目途に開催されており、関西地区の精神科医が多数参加している。この会も、若手医師に対する司法精神医学教育の中核的な場となっている。

京都医療少年院では、性格異常に関する精神医学的な研究が、福井裕輝(国立精神神経センター)、清水光明(京都大学大学院・精神医学)、川田良作(京都大学大学院・精神医学)のほか、森口由佳子(京都大学大学院・脳機能総合研究センター)によって行なわれている。この研究は、シュナイダーらの古典的精神医学では、正常からの偏倚と考えられている性格異常を、サイコパス・チェック・リストを用いて概念的に幾分純化し、サイコパスと呼ぶ一群の生物学的基盤を研究しようとするものである。現在、行なっているのは、神経心理テスト・バッテリーや種々の質問紙を用いたもの(アイオワ・ギャンプリング・テストやCANTAB ECLIPSE、WCST)であるが、将来は退所した者の画像研究も企画し、このような障害のもとにある神経基盤の解明を図ろうとしている。この3年間に得られたデータは、第3回日本司法精神医学会(中谷陽二会長、東京)で発表された。ここでは簡単に演題のみを掲載しておく。

- 1) 広汎性発達障害と凶悪犯罪の関連、神経心理検査を用いた予備的検討。
- 2) 「キレる」尺度の質問紙を用いた青少年の健康行動に関する検討。
- 3) FrSBe日本語版を用いた少年の行動異常と前頭葉機能の関連について。
- 4) サイコパスにおける環境因子と脳機能の関連。
- 5) 矯正教育の有効性に関する検討：質問紙を用いて。

京都医療少年院では、われわれの大学の院生が熱

心に研究と診療に携わっており、若手精神科医にとって、司法精神医学が極めて魅力的な学問領域と認識されるようになってきている。このような研究を続ける中で、司法精神医学に関わる医師の量的拡大と質的向上がはかられるに違いない。

司法精神医学の教育システムの構築は、卒前・卒後教育の問題とならんで重要なテーマである。われわれは、平成19年度に検討すべき重要課題として、司法精神医学の専門医制度をテーマに選んだ。そして、「専門医制度を検討する小委員会」を設けて議論したあと、厚労省関連の他の司法精神医学研究に関係する研究者を含めたシンポジウムを企画し、平成20年1月に「司法精神医学の人材育成に関する共同会議」を開催した。この会議では、我々の班研究メンバーの大半が司法精神医学会専門医制度の提言を行い、それに対して、吉川和男氏（国立精神・神経センター）、平田豊明氏（静岡県立こころの医療センター）、八木深氏（東尾張病院）、山上皓氏（東京医科歯科大学）がそれぞれの観点から意見を述べるというスタイルがとられた。この会での重要な指摘は、司法精神医学の人材育成にとって大事なものはポストと待遇であり、大学での司法精神医学講座の新設や専門医取得による経済的なメリットを考慮すべきであるとの意見であった。しかしながら、厚労省主導の新医師臨床研修制度によって、若手医師の確保がままならなくなっている現状のもとで、司法精神科医の人材育成はきわめて難しいという現実も直視しなければならない。多くの難題を積み残したまま、われわれの研究班では議論をひとまず終結し、今後の専門医制度の議論は、日本司法精神医学会の中に「専門医制度検討委員会」を設置して引き続き検討してもらうこととした。

専門医制度を検討する中で議論されたことは、精神鑑定書が、精神科医の業績として正当に評価されていないということである。精神保健判定医の要件として、「刑事鑑定の経験」を求めることが考慮されねばならないがかも知れないが、会議では、精神鑑定書が医学論文と等価に評価され、大学での採用・昇進に際して、最低一編の鑑定書の作成を条件とするべきであるとの提言もなされている。本報告書では、このような観点から、業績の最後に精神鑑定を掲載し、京都大学精神科での精神鑑定の引き受け状況を、資料として掲げておく。

D. 考察

研究方法、および、研究結果でも書いたように、われわれの研究については一般的な研究とは異なっており、ここで、あらためて言及することはない。司法精神医学の人材育成に向けてわれわれが行なう研究活動は、京都法精神医学研究会を継続発展させることであり、さらに京都精神鑑定カンファレンス

を頻回に開催することに尽きる。この会には、多くの若手医師や司法関係者が参加して、職種を超えた互いの交流の場となり、彼らの教育や啓発の場ともなっている。また、これらの会は、司法精神医学における最も重要なサイコパスの研究や、精神科診断学への画像研究や精神生理学、あるいは神経心理学的研究を応用したり、新しい診断機器の応用を目指す研究の発表が行なわれる場ともなっている。司法精神医学は、なお多くの研究が期待される領域であり、司法精神医学が若手医師にとっても魅力のある領域と認識されるようになり、多くの人材がこの領域に参入することになることを期待している。

E. 結論

各地に発足した司法精神医学研究会や精神鑑定カンファレンスを中心に、司法精神医学に興味を抱く若手精神科医は着実に増加していると思われる。今後とも、各都道府県・各大学での研究会活動を積極的に広げていく必要がある。

もとより、司法精神医学の卒前・卒後教育はきわめて重要であり、講座担当者会議や司法精神医学会との連携のもとに、精神保健指定医、精神保健判定医、あるいは司法精神医学専門医等を含めた教育体制の整備をはかる必要がある。そこでは、適切な教材が必要であり、適切なハンドブックの出版は極めて重要な意味を持つであろう。

また、京都医療少年院を中心におこなっている性格異常の研究は、IGTやCANTAB ECLIPSE、WCSTなどの神経心理テスト・バッテリーを、PCRや質問紙によるテストと組み合わせ、さらには、脳画像などの客観的な測定方法の開発など、新しい展開が可能な領域であることを示している。本報告書でも触れたように、近年では、若手大学院生の間に司法関連の研究を希望するものが多数現れている。彼らの中に、このような傾向が見られるようになったことは、われわれがこの3年間に進めてきた研究の大きな成果と考えても良いのではなかろうか。

F. 健康危険情報

なし。

G. 研究発表

1. 論文発表

1. Fukui H, Murai T, Fukuyama H, Hayashi T, Hanakawa T: Functional activity related to risk anticipation during performance of the Iowa Gambling Task. *Neuroimage*; 24: 253-9. 2005
2. 林拓二: 司法精神医学のための精神科診断学. 司法精神医学: 第一巻、司法精神医学概論. 中山書店、2006(印刷中)

3. 林拓二：司法精神医療の人材養成と地域ネットワークの構築に向けて．臨床精神医学、2006（印刷中）
 4. 林拓二・精神疾患の分類と診断-司法精神医学のために．司法精神医学第 1 巻・総論，19-32，2006.
 5. 林拓二・司法精神医療の人材養成と地域ネットワークの構築に向けて．臨床精神医学，35：321-32，2006.
 6. 岡江晃：精神鑑定の課題—人格障害に関連して．司法精神医学，1：65-73，2006.
 7. Fukui H, Murai T, Shinozaki J, Aso T, Fukuyama H, Hayashi T, Hanakawa T. The Neural Basis of Social Tactics: An fMRI Study. *Neuroimage* 32: 913-920, 2006.
 8. 吉川和男、福井裕輝、野田隆政、吉住美保、松本俊彦、岡田幸之：幼少時に発症した脳腫瘍によりアスペルガー症候群を発症し母親を殺害した事例、犯罪学雑誌、72: 4 号、2006
 9. Yamada M, Hirao K, Namiki C, Hanakawa T, Fukuyama H, Hayashi T, Murai T. Social cognition and frontal lobe pathology in schizophrenia: A voxel-based morphometric study. *Neuroimage*, 35:292-298,2007.
 10. 大下 颯、村井俊哉：前頭葉と道徳（モラル）、分子精神医学、31: 印刷中、2008
 11. 大下颯：殺人事件で医療観察法の鑑定がなされた統合失調症の 3 例の検討．精神神経学雑誌、110: 38-42, 2008.
 12. 吉岡隆一：リスク評価・責任能力判断・治療適応性判断—一般精神医療一元体制の経験の総括と司法精神医療の今後—、精神神経学雑誌、108: 521-526, 2006
 13. 吉岡隆一：医療観察法 37 条鑑定と審判をめぐる言説の分析—リスク評価と治療適合性はわが国精神医療の歴史にとってなにを意味するか—、精神医療、46: 82-93, 2007
 14. 吉岡隆一：自殺は病理か；労災事例をめぐる、法と精神医療、20/21: 141-151, 2007
 15. Shimizu M, Fujiwara H, Hirao K, Namiki C, Fukuyama H, Hayashi T, Murai T: Structural abnormalities of the adhesio interthalamica and mediodorsal nuclei of the thalamus in schizophrenia. *Schizophrenia Res.* in press, 2008
 16. 吉住美保、上田敬太、大東祥孝、村井俊哉：前頭葉機能に関する行動評価尺度 Frontal Systems Behavior Scale 日本語版の標準化と信頼性、妥当性の検討．精神医学、49: 137-142, 2007
 17. Yamada M, Hirao K, Namiki C, Hanakawa T, Fukuyama H, Hayashi T, Murai T. Social cognition and frontal lobe pathology in schizophrenia: A voxel-based morphometric study. *Neuroimage*, 35: 292-298, 2007
 18. Fujiwara H, Hirao K, Namiki C, Yamada M, Shimizu M, Fukuyama H, Hayashi T, Murai T: Anterior cingulate pathology and social cognition in schizophrenia: a study of gray matter, white matter and sulcal morphometry. *Neuroimage*, 36: 1236-1245, 2007
 19. Fujiwara H, Namiki C, Hirao K, Miyata J, Shimizu M, Fukuyama H, Sawamoto N, Hayashi T, Murai T: Anterior and posterior cingulum abnormalities and their association with psychopathology in schizophrenia: a diffusion tensor imaging study. *Schizophr Res.* 95 : 215-222, 2007
 20. 深津隆英、杉浦明夫、河田晃、清水光明、深津尚史、兼本浩祐：医療刑務所における拘禁反応の臨床的検討．臨床精神医学、36：1203-1210，2007
 21. Miyata J, Hirao K, Namiki C, Fukuyama H, Okada T, Miki Y, Hayashi T, Murai T.: Interfrontal Commissural Abnormality in Schizophrenia: Tractography-Assisted Callosal Parcellation. *Schizophr Res.* 97: 236-41, 2007
 22. Saze T, Hirao K, Namiki C, Fukuyama H, Hayashi T, Murai T: Insular volume reduction in schizophrenia. *European Arch Psychiat Clin Neurosci* 257: 473-9, 2007
 23. Namiki C, Hirao K, Yamada M, Hanakawa T, Fukuyama H, Hayashi T, Murai T.: Impaired facial emotion recognition and reduced amygdalar volume in schizophrenia. *Schizophr Res.* 156: 23-32, 2007
 24. 林 拓二：SPECT を用いた精神疾患の研究、非定型精神病の客観的な診断法の確立に向けた総合的研究（研究代表）39-69，2007
 25. 大下 颯：精神障害者の安全を守る法体制、患者の安全を守る看護技術（坂田三允編：精神看護エクスペール 19）184-193，2006
 26. 福井裕輝：サイコパス：情動の病そして扁桃体機能不全仮説、臨床精神医学、883-890，2007
 27. 石原 宏、西口芳伯：医療少年院における「箱庭」の取り組み、臨床心理面接研究セミナー（伊藤 良子編）至文堂、2006
2. 学会発表
 1. 喜綿永充、福井裕輝、村井俊哉、林拓二、麻生俊彦、福山秀直、花川隆：Iowa Gambling Task 施行時の脳活動—fMRI 研究．第35回日本生物学的精神医学会、2005. 7. 6、大阪
 2. 福井裕輝、森口由佳子、村井俊哉、林拓二、西口芳伯、指宿照久：発達障害と凶悪犯罪—神

- 経心理学的検討一、第53回日本矯正医学会、2006
3. 森口由佳子、福井裕輝、村井俊哉、林 拓二、福山秀直：「キレる」尺度の質問紙の作成及びその有効性の検討、第28回日本生物学的精神医学会、2006
 4. 福井裕輝、村井俊哉、篠崎淳、麻生俊彦、福山秀直、林拓二、花川隆：社会的意思決定の神経基盤、第27回日本神経科学大会、2006
 5. 福井裕輝、村井俊哉、林拓二：サイコパスと意思決定、第2回日本司法精神医学会大会、2006
 6. 福井裕輝、村井俊哉：心の理論の進化論と工学、第45回日本生体医工学大会、2006
 7. 喜綿永充、福井裕輝、村井俊哉：Iowa Gambling Task施行時の脳活動一効用理論を用いた再解析一、第45回日本生体医工学大会、2006
 8. 福井裕輝：青年期サイコパスと意思決定、第1回京都法精神医学研究会、2006
 9. 大下顕：「脳外傷後の高次脳機能障害」の民事鑑定例、第26回日本精神科診断学会、2006
 10. 清水光明、福井裕輝、森口由佳子、西口芳伯、林拓二：広汎性発達障害と凶悪犯罪の関連、神経心理検査を用いた予備的検討、第3回日本司法精神医学会、2007
 11. 森口由佳子、福井裕輝、西口芳伯、林 拓二、福山秀直：「キレる」尺度の質問紙を用いた青少年の健康行動に関する検討、第3回日本司法精神医学会、2007
 12. 吉住美保、福井裕輝、森口由佳子、西口芳伯、林 拓二：FrSBe日本語版を用いた少年の行動異常と前頭葉機能の関連について、第3回日本司法精神医学会、2007
 13. 大下顕、福井裕輝、森口由佳子、西口芳伯、林拓二：サイコパスにおける環境因子と脳機能の関連、第3回日本司法精神医学会、2007
 14. 川田良作、福井裕輝、森口由佳子、西口芳伯、林拓二：矯正教育の有効性に関する検討：質問紙を用いて、第3回日本司法精神医学会、2007
 15. 清水光明：統合失調症患者の社会認知能力と脳構造の関連について、第8回洛精会、2007
 16. 大下顕：殺人事件で医療観察法の鑑定がなされた統合失調症の3例の検討、第103回日本精神神経学会大会、2007
 17. 大下顕：殺人事件で医療観察法の鑑定がなされた統合失調症の2例の検討、第23回法と精神医療学会、2007
 18. 大下顕、川田良作：脳挫傷による衝動制御能力低下が主張された連続強姦犯の鑑定例、第5回京都精神鑑定カンファレンス、2007
 19. 大下顕：「脳外傷後の高次脳機能障害」と診断した民事鑑定の1例、第1回京都法精神医学研究会、2006
 20. 吉川和男、福井裕輝、西中宏吏、川田良作、吉住美保：脳波異常、幻覚妄想、攻撃性を呈する一群についてー脳波、脳機能画像、神経心理学的検査に基づく考察一、第44回日本犯罪学会、2007
 21. 川田良作、福井裕輝、大下顕、森口由佳子、村井俊哉、西口芳伯、林拓二、吉川和男：サイコパスーその情動及び認知基盤ー、第44回日本犯罪学会、2007
 22. 池川雅哉、山下智栄、加藤正博、西口芳伯、指宿照久、林 宏輔、浦川孝宏、武田隆久、木村美恵子：矯正施設被収容者の入所前後におけるマグネシウムを中心とした栄養摂取量の検討、第27回日本マグネシウム学会、2007
3. 精神鑑定書
1. 吉岡隆一：第4595号 傷害事件、大阪地方裁判所、2005
 2. 吉岡隆一：第843号 現住建造物放火事件、京都地方裁判所、2005
 3. 吉岡隆一：第2074号 殺人・銃砲刀剣類所持取締法違反事件、京都地方裁判所、2005
 4. 吉岡隆一：第207号 殺人事件、大津地方裁判所、2006
 5. 吉岡隆一：第1582号 窃盗・暴行・傷害事件、京都地方裁判所、2006
 6. 吉岡隆一：第211号 傷害・器物損壊事件、岡山地方裁判所、2006
 7. 吉岡隆一：第6771号 傷害事件、大阪地方裁判所、2006
 8. 吉岡隆一：第548号 常習累犯窃盗事件、京都地方裁判所、2008
 9. 岡田俊：第1479号 少年保護事件（殺人）、京都家庭裁判所、2008
 10. 大下顕：第40号等 電車内強姦事件、大津地方裁判所、2007
 11. 福井裕輝：第1703号 殺人事件、福岡地方裁判所、2006
 12. 福井裕輝：第681号 窃盗未遂・強盗殺人事件、東京地方裁判所、2007
- H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）
1. 特許取得：なし。
 2. 実用新案登録：なし。
 3. その他：なし。

厚生労働省科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）
平成17年度-平成19年度分担研究報告書

司法精神医学の人材育成等に関する研究

分担研究者 清水 徹男

秋田大学医学部 教授

研究要旨

- 1, 医学生の司法精神医学に関する知識と意識に関する質問紙による調査を行い、医学生の知識が十分とは言えないことを明らかにした。このような認識を改めさせるためには医学部卒前教育のコアカリキュラムには含まれていない「司法精神医学」の講義が必要であると考えた。そのモデル講義の前後で学生の司法精神医学に関する知識と意識を調査し、第3回司法精神医学会大会にてその結果を報告した。この分野の教育には十分な時間が必要であると結論づけられた。
- 2, クローズドの「秋田司法精神医学研究会」を4回開催した。各回とも医療観察法の対象事例1例につき、審判医、鑑定医、付添人、社会復帰調整官、参与員などから報告を受けた後、会員による事例検討を行った。なお、第3回と第4回の事例検討では国立精神・神経センター精神保健研究所司法精神医学研究部吉川和夫部長のスーパバイズを受けた。司法精神医学の専門家を欠く地方では、専門家のスーパバイズを受けた事例検討会を開催する必要があると考えられた。
- 3, 第3, 4回の「秋田司法精神医学研究会」の前日に秋田大学医学部精神科セミナー室にて若手精神科医とコメディカルを対象として「司法精神医学の課題（吉川和夫部長）」「統合失調症の認知行動療法（精神保健研究所司法精神医学研究部菊池愛希子室長）」と題するセミナーを開催した。精神科専門医の研修に司法精神医学の実践は含まれていないことを考えると、このような司法精神医学のエキスパートによるセミナーを開催することが若手医師のこの分野に関する知識と関心を高めるために有用である。
- 4, 4回の「秋田司法精神医学研究会」の終了後に教育講演を開催した。第1回は「再犯のおそれの認定- 医療観察法と精神保健福祉法-、五十嵐禎人先生（東京都精神医学研究所）」、第2回はを講師として、「愛知法と精神医学懇話会の活動について（名古屋工業大学保健管理センター長・粥川祐平教授）」、第3回は「精神障害と暴力（精神保健研究所司法精神医学研究部吉川和夫部長）」、第4回には「司法精神医療- 触法精神障害者の再被害行為防止に向けて（同研究所司法精神医学研究部菊池愛希子室長）」であった。このような講演を通じて司法精神医学と医療の内容を精神科医、法曹資格者、調整官などの関係者が共有することで、医療観察法に基づく触法精神障害者の処遇について、よりよいコンセンサスが得られるようになることが期待出来る。

A. 研究目的

地方県における小規模な精神医学教室の下で、司法精神医学に関わる人材をあまり無理することなく育成する方法について検討し、同様の地方県、地方大学におけるこの分野の人材育成の参考となる資料を作成することが本分担研究者による研究の目的である。

B. 研究方法

地方県の小規模精神医学教室が主体となつて行う司法精神医学の人材育成のための方策を、1) 医学部レベルの講義 2) 初期臨床研修における精神科研修 3) 精神科専門医研修 4) 司法精神医学の専門家養成 5) 精神科医の生涯学習 の5つの段階について学内と県内の人材、社会資源、過去の実績に基づいて検討する。本年度には1) についての調査・研究を行

い、また、3) に関連する事業として秋田大学精神医学分野セミナー室で2回のセミナーを開催した。4) 5) に関連する事業（第3, 4回秋田司法精神医学研究会）を行った。

（倫理面への配慮）

個別の事例についての検討は守秘義務を負う医師、法曹関係者、社会復帰調整官などにより構成されるクローズドの研究会の場でのみ行い、当事者のプライバシーを保護することとした。また、症例記録などは研究会終了後に回収し、シュレッダーを用いて処理後に廃棄した。

C. 研究結果

- 1, 医学部における卒前教育

平成17年度には、精神医学の講義の冒頭に司法精神医学に関する知識と意識について質問紙法による調査を行った。その結果を解析すると、次のような事実が明らかとなった。ほとんどすべての医学生は触法精神障害者が刑の減免を受けることを知っていた。しかし、このような制度は我が国独自のものであり、戦後に導入されたものとの認識を持つものが約半数をしめた。医学生の6-7割はこの制度について肯定的であったが、2割は批判的であった。医学生の7割以上が刑の減免の判断は裁判の上で決定され、それに先立って正式の鑑定がなされるものと認識していた。

平成18年度より秋田大学医学部ではコアカリキュラム制度の導入に伴い精神医学の講義はすべて4年次にまとめて行われるようになった。司法精神医学はコアに含まれていないが「法と精神医学(90分)」の講義(精神保健福祉法、成年後見法を含む)は確保されている。平成18年度にも平成17年度と同じ調査を行った。さらに、平成19年度には「司法精神医学」について「法と精神医学」の講義の中で触れることによって司法精神医学に関する知識と意識がどのように変化するかを検討した。精神医学のコア・カリキュラム(2週間)開始時と終了時に医学生の触法精神障害者に対する知識と意識に関する調査(平成17、18年度のものと同一質問紙法)を行った。

平成18年度の調査に比べ、19年の調査ではこの制度を肯定的にとらえる医学生の比率は統計学的に有意に減少した。講義の前後で医学生のこの制度に対する理解と意識を比較したところ、講義後にはこの制度を肯定的にとらえるものが有意に増加したが、知識についての回答に関しては、正式な鑑定がなされることは少ないという回答は増えたものの、その他の点についての正答率には統計学的に有意な変化は得られなかった。このことは、医学生に司法精神医学に関する正しい知識を獲得させるためにはより長時間の講義が必要であることを示唆する。

2, 精神科専門医研修と精神科医、コメディカルの生涯学習をかねたセミナーの開催

第3, 4回の「秋田司法精神医学研究会」の前日に秋田大学医学部神経運動器学講座精神科学分野セミナー室にて精神科専門医研修中の若手医師、大学院生、その他の県内の精神科医とコメディカルを対象として「司法精神医学の課題(吉川部長)」「統合失調症の認知行動療法(精神保健研究所司法精神医学研究部菊池愛希子室長)」と題するセミナーを開催した。両会とも若手の精神科医と臨床心理士を中心に約20名の出席を得、活発な質疑がなされた。

3, 司法精神医学・医療に携わる多職種の専門家の人材育成

4回の秋田司法精神医学研究会(クローズド)を平

開催した。精神科医8-10名、弁護士3-4名、社会復帰調整官1-2名、精神保健福祉士1-3名が参加した。何れの研究会でも医療観察法による鑑定・審判を受けた1事例につき、鑑定医、付添人(弁護士)、審判医、社会復帰調整官、精神保健参与員(精神保健福祉士)が一堂に会し、当該事例についておのおのの立場から詳細な報告を行うとともに、その事例および制度の運用に当たる問題点につき参加者全員で検討した。平成19年度の第3, 4回の同研究会では、国立精神保健研究所司法精神医学研究部長吉川和夫氏の指導を受けた。今回の検討例はいずれも「この法による医療の対象とはしない」との審判が下ったものであったが、そのような審判を下すことの問題点について吉川部長から指摘を受けた。

4, 精神科医の生涯教育

秋田司法精神医学研究会の教育講演は会員以外の精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士などの医療関係者と法曹資格者に公開されている。平成17年の第1回は「再犯のおそれの認定- 医療観察法と精神保健福祉法-、五十嵐禎人先生(東京都精神医学研究所)」、平成18年の第2回は「愛知法と精神医学懇話会の活動について(名古屋工業大学保健管理センター長・粥川祐平教授)」の講演をうけた。平成19年度には司法精神医学研究会を2回開催するとともに、教育講演も2回開催した。平成19年11月3日には国立精神保健研究所司法精神医学研究部長吉川和夫氏を講師として、「精神障害と暴力- リスク・アセスメントとリスク・マネジメント」と題する講演を受けた。平成20年2月16日には国立精神保健研究所司法精神医学研究部菊池愛希子室長より「司法精神医療- 触法精神障害者の再他害行為防止に向けて」と題する講演を受けた。会員を含む20数名-40数名の参加と活発な質疑討論がなされた。

今後とも年1-2回の頻度で開催予定の秋田司法精神医学研究会のあとに教育講演をもうけて地域の精神科医と法曹関係者に対する司法精神医学の生涯教育の場として役立てる。

D. 考察

卒前教育：昨年の研究により、医学生の司法精神医学に関する知識は十分とは言えないことが明らかとなった。第一に、法学一般についての常識が乏しく、責任主義の原則を理解していないことが挙げられる。そのため、精神障害による刑の減免は我が国固有の、第二次世界大戦後に導入された制度であるという誤った認識を持つ者が多いという結果が生じている。第二に、医療観察法に該当しない触法行為をも含めて、不起訴ないし刑の減免がなされるときには先だって精神鑑定がなされ、処分はすべて裁判所が下す者との認識する者が多かった。平成19年度には「法と精神医学」と題

する90分の講義の中で精神保健福祉法、成年後見法とともに司法精神医学についても触れることで、その後医学生の司法精神医学に関する知識と意識がどのように変化するかを検討した。その結果、精神保健福祉法と抱き合わせで90分の講義では医学生に基本的な司法精神医学についての知識を獲得させるのに十分である可能性が示唆された。

医学生に必要な知識を獲得させるためでも困難があるのだから、裁判員制度の導入が決定している現在、責任能力が争点となる裁判において、裁判員にこの制度を十分理解させるためには優れた教材と講師による十分な時間をかけたレクチャーが必要であろうと考えられる。

精神科専門医研修：司法精神医学・医療の専門家によるセミナーを教室のセミナー室で開催することにより、多くの若手精神科医、大学院生に司法精神医学についての理解と興味を高めることができた。専門医研修の中で司法精神医学の経験が必修科されていない現状ではこのようなセミナーを通じてこの分野の啓発を行うことを通じて、この分野の専門家を目指す人材を獲得することが重要である。

司法精神医学の専門家養成ならびに精神科医の生涯学習：「秋田司法精神医学研究会」の事例検討会のスーパバイザーとしてこの分野屈指の専門家である国立精神保健研究所司法精神医学研究部長吉川和夫氏を得ることができたことは大きな幸いであった。司法精神医学の専門家による指導を抜きにして、事例検討会を積み上げても司法精神医学の実践がより進化するとは思えないからである。

司法精神医療の専門家である精神保健研究所司法精神医学研究部菊池愛希子室長による講義を受けたこともきわめて有意義であった。この法による医療の具体像が参加者の間で共有されたことにより、この法による医療を受けさせるべき触法患者についての理解が深化したものと考ええる。

E. 結論

秋田県のような地方で司法精神医学における人材育成を行うためには、一県一大学のメリットを生かして県内すべての精神科医の協力による生涯学習、他職種とのネット・ワークづくりとその連携に基づく事例研究の継続が必要である。その際には司法精神医学・医療の専門家の指導を受けることが非常に重要である。

医学部の卒前教育において、司法精神医学がそのコアカリキュラムに含まれる必要がある。

精神科専門医研修においても司法精神医学の経験を必修科させる必要がある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

清水徹男、武田忠厚. 医学生の司法精神医療に関する知識と意識に関する調査. 司法精神医学、3、2008（印刷中）

2. 学会発表

清水徹男、山田 篤. 医学生の司法精神医療に関する知識と意識に関する調査. 第3回日本司法精神医学会大会、東京、2007年5月24日

H. 知的財産権の出願・登録状況（予定を含む。）

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

特記すべきことなし

厚生労働科学研究費補助金（こころの健康科学研究事業）

平成 17 年度-平成 19 年度分担研究報告書

司法精神医学の人材育成と客観的評価法に関する研究

分担研究者：三國 雅彦

（群馬大学大学院医学系研究科脳神経精神行動学分野 教授）

研究協力者：赤田卓志朗（群馬県こころの健康センター・精神科救急情報センター）

有賀 道生（群馬大学医学部附属病院精神科神経科）

研究要旨

司法精神医学の人材育成と客観的評価法に関する研究として、人材育成に関しては、初めに群馬県における卒前・卒後の司法精神医学教育システムの課題を把握・検討し、特に鑑定医育成システムがない、鑑定医相互の意見交換の場がない、など幾つかの問題点を明らかにした。次にその改善のため、大学を中心とした卒前・卒後教育の見直し、司法精神医学に関する地方会である群馬司法精神医学・医療懇話会（以下：司法懇話会）を卒後医師の司法精神医学教育・研修の場と捉え、その世話人会が中心となり若手医師が司法精神医学・医療に積極的に参加できるような見直しの検討を行った。司法懇話会が活性化するに伴い、県内で司法精神医学の中核を担っているその世話人と若手医師とに交流も生まれ、若手医師が起訴前鑑定助手、本鑑定助手、さらには簡易鑑定を行う機会が増加した。また、司法関係者との意見交流が重要との観点から群馬弁護士会に司法懇話会の一般、およびコメンテーターとしての参加の働きかけを継続的に行った。参加弁護士数も増え、さらに、弁護士会からも「責任能力」に関する講師依頼がくるなど弁護士会と相互的な交流が拡張した。

県内の司法精神鑑定を一部の医師に負担させることなく、適正な鑑定が行えるような鑑定体制の整備が必要であり、その検討のための基礎データとして、県内の司法精神鑑定の実態調査を行った。同時に、心神喪失者等医療観察法に対する適正な体制整備についても検討を行った。

診断・責任能力などにおける客観的評価法に関しては、有賀らが非行女子少年院入所者における心的外傷体験と心的外傷後ストレス障害（以下：PTSD）、およびその関連症状を、構造化面接、質問紙法により調査し、PTSD 診断陽性者が高率であること、かつ PTSD 群では種々の関連症状が高率に認められることなどを明らかにした⁽¹⁾。しかし、脳機能的または器質的変化の有無との関係の調査に関しては、その施行において数々の制約があり、現状では困難であった。また、少年事件、特に精神障害を有する少年の事件の際に、どのように振り分けられるかの基本的システムが分かりづらいとの指摘から、司法懇話会で少年事件におけるシステムの検討を家庭裁判所、少年鑑別所から発表を頂き、検討を行った。その中で、少年院入所者での精神科的症状を有する割合が高率であるのに比して、少年鑑別所では精神

疾患を有する少年の比率が非常に少ないとの乖離を認めた。その一因として、システム上、一部は精神障害を有していても医師が関与しないで鑑別される可能性も考えられた。また、常勤精神科医がいる少年鑑別所は非常に少ないことも明らかになった。刑法も含め、入口での適切な振り分けシステムの構築は重大な課題であり、司法施設における精神科医の関与、および脳機能的または器質的検討の必要性が明らかになった。

受刑者等の処遇は明治41年より続いていた「監獄法」が平成18年5月より「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」に変わり、生活水準の保障や再犯予防のための教育などの取り組みを行わねばならなくなった。受刑者の中には精神科医療を要する事例も多いといわれ、その者に対する科学的客観的評価を踏まえた適切な医療の提供も必要と考える。全体的な司法システムの中で適切な精神科的診断・評価・治療が行われるための国レベルでの司法関係者、法律家を交えた検討が必要である。

A. 研究目的

平成17年7月より心神喪失者等医療観察法（以下：医療観察法）が施行され、司法に関わる精神科医師の業務は質・量ともに求められるものが増大した。しかし、司法精神医学に従事する医師の育成体制は全国的にも整っているとはいえず、その医師の育成は急務の課題である。国や諸学会による取り組みも始動したが、同時に地方における取り組みも不可欠であると考えられた。今回、地方県である群馬県における司法精神医学・医療に関する人材育成の課題を明らかにし、その改善のために新たな取り組みを行い、その効果について検討を行う必要が考えられた。

触法行為を伴う事例の有する精神障害についての診断・責任能力の適正な判定は、司法精神医学の重要な課題である。しかし、そこにはシステム上の制約など様々な課題が多く、実際は多くの課題が認められる。その解決のため、診断のシステム、および客観的評価法の検討が必要と考えられた。

B. 研究方法

司法精神医学の人材育成に関しては、初めに司法精神医学・医療における群馬県の卒前・卒

後研修、および以降の研修の現状を把握、課題を整理した。そして、その解決法として卒前・卒後研修に関しては大学における司法精神医学教育の見直し、以降の研修に関しては司法懇話会を研修の場として利用し、特に若手医師に対する研修・教育への働きかけ、司法関係者との意見交換の活性化などを図った。また、県内の司法鑑定業務の負担の適正化など今後の方向性を検討するため、前段階として県内の鑑定業務の現状把握のためのアンケートを行った。同時に、医療観察法の業務の検討も行った。

診断・責任能力などにおける客観的評価法に関しては、有賀らが女子少年院にて非行女子における心的外傷体験とPTSD、およびその関連症状を構造化面接、質問法により調査した⁽¹⁾。また、少年事件における精神障害者の取り扱われるシステムの理解が必要とのことから、第7回群馬司法精神医学・医療懇話会にて「少年事件におけるシステムと現状について」をテーマに家庭裁判所・少年鑑別所からそのシステムと現状について、医療側より女子少年院におけるシステムと現状についての発表を頂き、検討を行った。

C. 研究結果、および考察

(1) 司法精神医学の人材育成に関して

① 大学病院における卒前・卒後研修の見直し

群馬県では医学部は群馬大学にしか存在しないので、その大学での授業・実習が群馬県で行われる医学生への唯一の教育の機会となる。大学自体が各科の講義時間を削減している中、通常の講義（1 時間）、臨床実習でのミニ講義（2 時間 30 分）を行っていたが、5・6 年次にある選択臨床実習（必須の全科をまわる臨床実習後の医学生自らが興味のある科を選択して、さらに 2～4 週間臨床実習を行うもの）期間に司法精神医学のミニ講義（1 時間 30 分）を新たに加えた。また、大学の病棟でも対応可能な措置事例や触法精神障害者に関して積極的に入院をうけ入れる、措置診察も可能な限りうけ、機会があれば研修医を同席させるなど司法精神医学に触れることを増やした。

② 群馬司法精神医学・医療懇話会における取り組み

平成 15 年 12 月に群馬県の司法精神医学に中心として関わっている医師を世話人として発足した群馬司法精神医学・医療懇話会を司法精神医学の人材育成を主目的と意識し、新たな取り組みを行った。具体的には、回数を年 1 回から 2 回に増やす、司法精神鑑定例の検討など内容を充実する、若手医師の参加を促す取り組みを行う、医療側の一方的な意見に終わらないように司法関係者からの発表・参加を依頼する、などを行った。

(i) 懇話会の実際

この 3 年間は以下の議題で行った。

第 3 回（平成 18 年 2 月 14 日）「刑務所出所時、幻覚妄想状態であったが 26 条通報が為されなかった覚せい剤後遺症事例について」「母親殺人事例の起訴前鑑定」

第 4 回（平成 18 年 10 月 6 日）【テーマ：触法

事例の刑事責任鑑定から入院医療、社会復帰まで】（第一部）「殺人未遂事件を起こした統合失調症の鑑定例」（第二部）「上記事例の 25 条通報による入院後の経過」

第 5 回（平成 19 年 3 月 2 日）【テーマ：入院患者が『刑罰法令に触れる行為』を行った時の対応について】（第一部）「入院中に看護師に対して傷害事件を起こした統合失調症の 1 例」（第二部）「『暴力行為』を行った患者への医療者の対応」

第 6 回（平成 19 年 10 月 19 日）【テーマ：始まった心神喪失者等医療観察法、その実際】（第一部）「医療観察法の概略と現状」「司法の立場からみた医療観察法」（第二部）「母親殺人を行った統合失調症事例における起訴前鑑定および医療観察法鑑定」「多職種チームによる鑑定入院医療の実際」

第 7 回（平成 20 年 2 月 22 日）【テーマ：少年事件におけるシステムと現状について】（第一部）「少年事件におけるシステムと現状：家庭裁判所の役割」「少年事件におけるシステムと現状：少年鑑別所の役割」（第二部）「少年非行における少年院の役割」

(ii) 若手医師への取り組み

若手医師が積極的に参加可能なように、若手医師に発表者、またはパネラーとして毎回参加を依頼した。それを機会に、懇話会の世話人との交流なども活発となり、発表者、もしくはパネラーで参加した若手医師がその後鑑定助手、もしくは指導医の下で鑑定医として鑑定業務を行う回数が増加した。

(iii) 司法関係者との交流

司法関係者との意見交換を活発にするために、第 4 回懇話会より群馬弁護士会に一般参加の依頼を行った。また、第 6・7 回では、コメンテーターとしての参加も依頼、特に第 7 回では「司法の立場からみた医療観察法」の題で発

表を頂いた。内容によって参加者の増減はあるものの、総合討論の場で弁護士との意見交換が行なわれるなど、確実に交流が進んでいる。そういう働きかけの中、群馬弁護士会刑事法委員会より「責任能力に関する刑事法主催研修」の講師依頼があり、平成 20 年 1 月 29 日に行われた研修会に懇話会より講師、および会長・世話人 6 名が参加し、弁護士約 30 名と意見交換を行った。弁護士側より「精神医療の現状を理解したい」との意見が多く、意見交換や医療現場を知る機会が継続的に必要という意見にまとまった。司法精神医学・医療の質の向上には、司法関係者との意見交換が不可欠であり、慎重論もあるが、さらに法学家、検察、警察などに広げることが課題となろう。

③ 県内の司法鑑定の現状調査の実施

懇話会世話人会で、県内での鑑定業務負担の適正化などのために鑑定窓口、鑑定グループの作成という案があがったが、その検討のために県内鑑定業務の実態把握が必要ではないかという意見があがった。そのため、平成 19 年度に懇話会にて、県内の司法精神鑑定業務の状況アンケートを行い、その結果を踏まえて検討を図ることとした。精神科病院以外の医師が司法鑑定は受けているという情報がほとんどなかったため、県内全精神科病院（全 20 病院、精神科有床総合病院も含む）を対象に行った。その中で鑑定件数に関する項目を以下に記す。平成 17・18・19 年（19 年は 7 月 31 日まで）の期間で、

- (1) 起訴前簡易鑑定を行った件数
- (2) 起訴前本鑑定を行った件数
- (3) 公判鑑定（刑事事件）を行った件数
- (4) 公判鑑定（民事事件）を行った件数

回答率は、聞き取り調査も含め 100%（20 病院／20 病院）であった。

結果は、① 起訴前簡易鑑定を行った医師がいる施設は 3 病院のみで、その件数も 42 件、2 件、1 件と一病院が集中して行っていた。② 起訴前本鑑定、③ 公判鑑定（刑事事件）を行った医師がいる施設も起訴前簡易鑑定を集中して行っていた病院でのみ行われていた。④ 公判鑑定（民事事件）を行った医師のいる施設はこの期間では該当施設はなかった。

他都県、又は精神科病院勤務以外の精神科医師が行った事例が存在する可能性もあるものの、おおそ県内の司法鑑定の状況は把握できたものとする。その結果からは県内では、起訴前簡易鑑定、起訴前本鑑定、公判鑑定（刑事事件）ともに特定の 1 病院にてほぼ一極集中で行っている現状が明確となった。この結果を受けて、懇話会世話人会で検討が行われ、鑑定業務が限定された医師（もしくは病院）に集中している現状では担当者の疲弊、意見の偏り、人材育成が行いづらいなどから好ましくはないが、拡大しすぎても質の低下が生じる可能性もあり、一定の教育を行った者を増やしていく必要が議論された。今後の方針として、司法精神鑑定教育システムの作成を検討することとなった。

④ Proceedings の作成

上記のように精神医学・医療に関する地方会の活動は、会自体の効果のみならず二次的に県内全体の司法精神医学に関する活動が活発化する効果も認められた。しかし、司法精神医学・医療に関する地方会が開催されている地域は一部に過ぎず、特に医療観察法の指定入院医療機関のある都府県ではほとんど開催されていないと聞く。地方会の重要性の啓発のため、Proceedins を作成した。

(2) 医療観察法への取り組み